平成２６年（フ）第２２６号
茨城県笠間市旭町190番地３　旭ハイツＥ―101、旧住所茨城県笠間市下郷4540番地６
債務者　後藤とよ子
1　決定年月日時　平成26年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小沼　典彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月３日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第２２７号
茨城県笠間市吉岡152番地５、旧住所茨城県笠間市下郷4540番地６
債務者　後藤　一允
1　決定年月日時　平成26年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小沼　典彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月３日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第２２８号
茨城県笠間市泉905番地３、旧住所茨城県笠間市下郷4540番地６
債務者　後藤　義正
1　決定年月日時　平成26年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小沼　典彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月３日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第１０２号
長野県佐久市中込２丁目６番地30
債務者　丸　　正吉
1　決定年月日時　平成26年９月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡邉　美紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月９日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
長野地方裁判所佐久支部

平成２６年（フ）第２９号
静岡県賀茂郡松崎町宮内42番地の１
債務者　関　紀一郎
1　決定年月日時　平成26年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　梅田　欣一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月４日午後４時
5　免責意見申述期間　平成26年12月３日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２６年（フ）第７１号
石川県加賀市七日市町ルの７番地の15
債務者　野﨑　美教
1　決定年月日時　平成26年９月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　久保田康宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月11日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年12月４日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２６年（フ）第３５０８号
兵庫県川西市滝山町４―２、住民票上の住所大阪市浪速区湊町２丁目２番22―614号
債務者　岡村　裕文
1　決定年月日時　平成26年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林堂　佳子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月18日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年12月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３５１０号
兵庫県川西市滝山町４―２、住民票上の住所大阪市浪速区湊町２丁目２番22―614号
債務者　岡村　章乃
1　決定年月日時　平成26年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林堂　佳子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月18日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年12月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第９８号
福岡県中間市中央３丁目１番６号、前住所山口県下関市豊浦町大字黒井2866番地27
債務者　原田　秀寛
1　決定年月日時　平成26年９月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大賀　一慶
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月４日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年12月４日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２６年（フ）第６５号
栃木県小山市城北３丁目７番地７　シャ・エラン202号室、従前の住所岩手県一関市千厩町千厩字町浦48番地１
債務者　宍戸ゆう子
1　決定年月日時　平成26年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　　真
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月９日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２６年（フ）第１２７号
長野市丹波島２丁目12番地19
債務者　廣瀬　勇二
1　決定年月日時　平成26年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　丸田由香里
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月15日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第７６号
三重県伊勢市二見町茶屋228番地
債務者　喜多　一浩
1　決定年月日時　平成26年９月11日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　濱田　秀也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月17日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年12月17日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２６年（フ）第７２号
宮崎県延岡市川原崎町60番地　ラコルトＡ103、前住所宮崎県延岡市川原崎町303番地４
債務者　高橋　忠宏
1　決定年月日時　平成26年９月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　五嶋　俊信
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月19日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年12月18日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第４８号
北海道石狩市花川北５条２丁目135番地
債務者　齊藤　大樹
1　決定年月日時　平成26年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１０８号
札幌市中央区南７条西１丁目23番地１　コートモザ401号
債務者　高畠　末明
1　決定年月日時　平成26年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第８９０号
札幌市北区北14条西１丁目１番10―202号
債務者　藤田　那奈
1　決定年月日時　平成26年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第９９５号
札幌市西区二十四軒４条７丁目４番６号　カサ・デ・フェリーチェ210号
債務者　続木　崇司
1　決定年月日時　平成26年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部